

新発田市新庁舎建設構想等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 新発田市新庁舎建設基本構想(以下「基本構想」という。)及び新発田市新庁舎建設基本計画(以下「基本計画」)の策定に当たり、新庁舎に必要な機能等に関する事項について検討及び協議するため、新発田市新庁舎建設構想等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、新庁舎に必要な機能等に関する事項について検討及び協議を行い、基本構想案及び基本計画案を市長に提出するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 市長が指名する者

(3) 公募市民

3 前項に掲げる委員の選任に関する事項は、市長が定める。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する提出を行った日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長がこれを招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部総務課新庁舎建設室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月27日から施行する。